

# 富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案の要点 【地震災害対策】

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
総則	基本方針及び被害想定	1 ○不測の事態への備え 〔部会でいただいたご意見〕 ・想定外が起きたときの対応を考慮しておくことが必要。  ・呉羽山断層は神通川を横断しており、最大規模の地震を想定した場合、堤防がかなりのダメージを受けるほか、下流側が隆起し上流側が沈下することにより、浸水域が広がることが予想される。  ・基礎的な力をしっかり積み上げておけば、万一の場合でも、ある程度対応可能。	<指定地方行政機関> ・防災関係職員に対する防災教育の強化(拡)	○災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、各種対策を推進(たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視) ○防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上)(拡) ○児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施)(拡) ○県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施)(拡)  ・ 防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練の実施 ・ 児童・生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施 ・ 津波からの避難行動や地震・津波に関する知識など防災に対する姿勢を身につけるための防災知識の普及啓発 ・ 県広域消防防災センターや自主防災アドバイザー等を活用した防災知識の普及啓発の実施  →第2章第6節第1	同左  ・ 同左	○防災関係職員に対する防災教育の強化(拡)  ・ 防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練の実施
		2 ○呉羽山断層帯の被害想定の見直し及び減災目標の設定	<内閣府> ・被害想定手法等の見直し(拡) <文部科学省> ・活断層に関する調査研究(拡)	○呉羽山断層帯被害想定の見直し(H9年度調査 死者1,471人→今回死者4,274人)(拡) ○人的被害軽減効果を踏まえた減災目標の設定(耐震化率85%→死者半減)(新)  ・ 呉羽山断層帯被害想定の見直し ・ 呉羽山断層帯地震に係る減災目標（10年間で死者数半減）の設定 →第1章第5節第4、6	同左  ・ 呉羽山断層帯被害想定の見直し	—
		3 ○富山県に影響を及ぼす活断層に対する検討 〔部会でいただいたご意見〕 ・例えば近隣の森本・富樫断層帯など近隣の断層についても、県に影響を及ぼす可能性があるものは、検討が必要	<文部科学省> ・活断層に関する調査研究(拡)	○国の活断層評価の活用(森本・富樫断層帯や邑知湯断層帯等の本県に影響を及ぼす活断層の記載)(新)  ・ 本県に影響を及ぼす森本・富樫断層帯及び邑知湯断層帯の地震調査研究推進本部による長期評価 →第1章第5節第5	同左  ・ 同左	—
		4 ○業務継続計画（BCP）の策定	<内閣府> ・技術的助言(新) <指定地方行政機関> ・業務継続計画(BCP)の策定(新)	○業務継続計画(BCP)の策定(災害時における優先業務の選定等)(新)  ・ 業務継続計画（BCP）の策定 →第2章第4節第4	同左  ・ 同左	同左  ・ 同左
地震予防対策	耐震性の強化等	5 ○一般住宅の耐震化の促進 〔部会でいただいたご意見〕 ・公共施設や学校の耐震化の更なる推進はもちろんだが、一般住宅の方が大事。例えば5年間で耐震化率を85%に上げるぐらいの目標の設定が必要	—	○人的被害軽減効果を踏まえた減災目標の設定(耐震化率85%→死者半減)(新) ○一般住宅の耐震化に対する支援・普及啓発の強化(リーフレットの作成、巡回説明会の実施等)(拡)  ・ 呉羽山断層帯地震に係る減災目標（住宅の耐震化率68%→85%【H33年度目標】）の設定 →第1章第5節第6 ・ ふるさと富山ハンドブック（家庭版）等による普及啓発の実施 →第2章第6節第1	同左  ・ 地震ハザードマップ等による普及啓発の実施	—
		6 ○学校、公共施設等の耐震化の推進	<文部科学省> ・財政支援・技術的助言(拡)	○学校、公共施設の耐震化の推進(県立学校の耐震化2年前倒し)(拡)  ・ 私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進(県立学校は、平成29年度末の耐震化完了を平成27年度末に前倒し) ・ 災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性の確保 →第1章第5節第7 ・ 建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者等への指導啓発の実施 →第2章第1節第3	同左  ・ 同左	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画			
				県	市町村	防災関係機関	
地震 予 防 対 策	耐 震 性 の 強 化 等	7	○公共土木施設の整備・耐震性の強化  <国土交通省、農林水産省> ・財政支援・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・河川、海岸、土砂災害防止施設の整備・耐震性の強化(拡)	○河川、海岸、土砂災害防止施設の整備・耐震性の強化(拡)  ・地震時に機能が発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新の実施 →第2章第2節第1	同左  ・同左	—  —	
		8	○ライフライン施設、交通施設の耐震性の強化  <国土交通省、農林水産省> ・財政支援・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・道路、港湾の耐震性の強化(拡)	○上下水道施設の耐震性の強化(拡) ○道路、港湾、漁港、空港の耐震性の強化(緊急通行確保路線等の橋梁耐震化等)(拡)  ・伏木富山港、魚津港、宮崎漁港、水見漁港における耐震強化岸壁の整備 →第2章第2節第1	○上下水道施設の耐震性の強化(拡) ○道路、漁港の耐震性の強化(拡)  ・上水道施設の送水、配水管の新設・更新時における耐震性の高い管路の採用 →第2章第2節第1	<ライフライン施設事業者> ○電気、ガス、通信施設の耐震性の強化(拡) <道路・鉄道事業者> ○道路、鉄道の耐震性の強化(拡)	
		9	○液状化対策の強化  <国土交通省> ・技術的助言(拡)	○公共土木施設等の液状化対策の強化(拡) ○液状化に関する普及啓発の強化(液状化の仕組みや対策のHP、出前講座による普及啓発)(拡)  ・県民に対する地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発の実施 ・液状化のおそれのある箇所等の浅部の地盤データの収集とデータベースの充実 →第2章第2節第5	同左  ・同左	—  —	
	防 災 活 動 体 制 等 の 整 備	10	○避難施設の防災機能の向上  〔部会でいただいたご意見〕 ・避難所に相談コーナーの設置が必要  ・相談コーナーについて、育児や女性特有のニーズにも配慮いただきたい。	<内閣府> ・「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新) <文部科学省> ・技術的助言(新)	○避難施設として必要な設備の整備(拡)  ・避難場所又はその近傍における地域完結型の備蓄施設の確保 ・井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の避難生活に必要な施設・設備の整備 ・空調、洋式トイレなどの高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 →第2章第5節第3	同左  ・同左 ・男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営	—  —
		11	○緊急地震速報受信システムの整備  〔部会でいただいたご意見〕 ・緊急地震速報が、公的な施設で受信できるよう整備することが大切であり、そういうことを計画の中に盛り込むことが必要。	<文部科学省> ・財政支援(新)	○学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備(県立学校等への緊急地震速報受信システムの整備)(新)  ・学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備 →第2章第4節第3	同左  ・同左	—  —
		12	○県庁が被災した場合の対策  〔部会でいただいたご意見〕 ・呉羽山断層帯による地震が発生した場合、県警本部、県庁、市役所、全部アクセス不能になるという最悪の事態も含め、県の計画を考えていくことが重要。  ・県庁の機能の予備の指揮所で、最低限、通信機能と情報を集約する機能があれば、最低限の指揮は可能。 今後の防災訓練では、この予備の指揮所を設けて、訓練を実施することが必要。	—	○県庁が被災した場合の対応方針の策定(業務継続計画(BCP)の策定)(新) ○県広域消防防災センターの代替機能の整備(災害対策本部機能の整備)(新)  ・業務継続計画(BCP)の策定 →第2章第4節第4 ・県広域消防防災センターの災害対策本部の代替機能の整備 →第2章第4節第1 ・県庁被災時の県広域消防防災センターへの災害対策本部の設置 →第3章第1節第1	—  —	—  —

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
防災活動体制等の整備	13	○超広域災害への備え 〔部会でいただいたご意見〕 ・広域災害で支援がない場合を考えることが必要。	<内閣府> ・「防災対策推進検討会議」において検討	○他県や民間との応援協定締結の検討(周辺の都道府県以外の都道府県との応援協定締結)(拡)  ・ 県広域消防防災センターの県外からの応援部隊受入れなど受援機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結の推進 →第2章第4節第7 ・ 全国知事会、中部圏知事会による都道府県相互の広域応援体制の拡充強化	○他市町村や民間との応援協定締結の検討(周辺の市町村以外の市町村との応援協定締結)(拡)  ・ 遠方に所在する市町村等との応援協定の締結の推進	—
	14	○各種防災関係機関等との連携強化	—	○民間事業者との応援協定締結(フランチャイズチェーン及び富山県石油商業組合との災害時応援協定(帰宅困難者支援協定等)の締結等)(拡) ○自衛隊等各種防災関係機関等との連携強化(新)  ・ 県広域消防防災センターの県外からの応援部隊受入れなど受援機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 災害時の徒歩帰宅者支援を内容とした日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との応援協定の締結 ・ 災害時の徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給を内容とした富山県石油商業組合との応援協定の締結 ・ 応急活動及び復旧活動に関する関係機関との応援協定の締結の推進 →第2章第4節第7	同左  ・ 災害時の徒歩帰宅者支援を内容とした日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との応援協定の締結 ・ 災害時の徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給を内容とした富山県石油商業組合との応援協定の締結 ・ 応急活動及び復旧活動に関する関係機関との応援協定の締結の推進	○行政機関との応援協定締結の検討(拡) ○防災拠点施設の整備  ・ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から、大型ヘリコプターの活用など陸上自衛隊富山駐屯地の充実
	15	○災害医療コーディネート機能の強化 〔部会でいただいたご意見〕 ・災害の最前線で医療救護を取り仕切る「災害医療コーディネーター」というような役割を果たす人材を養成し、日ごろから連携し、いざというときにすぐに機能するようなことが重要。  ・運用として、災対本部の災害医療対策チームと現地に張り付く災害医療コーディネーターとの関係を少し整理しておく必要がある。	<厚生労働省> ・「災害医療等のあり方に関する検討会」における報告(新)	○国検討会報告も踏まえた対応(避難所等での医療ニーズの的確な把握・分析、医療チームの配置調整などのコーディネート機能が発揮できる体制の整備等)(新)  ・ 災害時における医療活動に関する調整を行う「災害医療対策チーム」を災害対策本部内に編成 ・ 円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築 →第3章第1節第1 ・ (災害時の医療活動に係る体制については、今後改正予定の「災害時における初期救急医療体制の充実強化(厚生労働省)」を踏まえ、更に検討)	同左  —	<医療関係機関> 同左  —
	16	○備蓄品の必要量の確保 〔部会でいただいたご意見〕 ・救援物資の管理をするため物流事業者との連携を図りたい	—	○備蓄品の確保(呉羽山断層帯の被害想定調査を踏まえた備蓄量の確保)(拡)  ・ 県広域消防防災センターの災害時用備蓄品の備蓄機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 流通備蓄による食料調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充 ・ 最低3日分の非常食、飲料水の備蓄など、県民への災害時の備えの普及啓発 ・ 物流・倉庫事業者との連携による救援物資の保管・管理と輸送手段の確保  →第2章第5節第3	同左  ・ 同左	—
地震予防対策	17	○災害救援ボランティア活動の強化 〔部会でいただいたご意見〕 ・災害支援ナースのボランティア派遣制度を確立することにより、派遣のみならず、本県が被災地となったときも支えになる。	—	○災害救援ボランティアの養成の強化(拡) ○災害救援ボランティアの受入体制に係る見直し(円滑にボランティアを受け入れるためのボランティアコーディネーターの養成等)(拡)  ・ 県広域消防防災センターの救援物資の輸送、集積、配給など輸送拠点機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 富山県大学連携協議会との連携による学生ボランティアの円滑な受け入れ →第2章第5節第4	同左  —	<医療・福祉関係機関> 同左  —

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
地震予 防対策	防災行 動力の 向上	18 ○地震・津波に関する防災教育の充実 ○地域防災力の向上 〔部会でいただいたご意見〕 ・一般的に日本に住んでいる以上、地震や津波に関する防災教育は必要。 ・防災センターなどを活用して、住民が判断する力を身につけることが必要。 ・地震イコール津波ということを、しっかりと小学校レベルから知識の蓄積として、意識付けをしていくことが必要。 ・防災意識を高めるには、住民が自主的に取り組む必要があり、地域のリーダーに被災地を見てもらうなど、住民の意識の向上を図ることが必要。 ・自主防災組織について、やる気のあるところに支援することが組織をつくる上で重要 ・地域住民が迅速に安否確認を行えるよう、昼間人口と夜間人口が違うことに留意して、時間に応じた住民の居場所の把握に努めるべき。	<文部科学省> ・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において検討(新)	○児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施)(拡) ○県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施)(拡) ○自主防災組織の育成強化(組織率の向上、活動の活性化方策の実施)(拡) ・ 児童・生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施 ・ 津波からの避難行動や地震・津波に関する知識など防災に対する姿勢を身につけるための防災知識の普及啓発 ・ 県広域消防防災センター等を活用した防災知識の普及啓発 ・ 地域において防災リーダーとなる防災士の育成 →第2章第6節第1 ・ 自主防災アドバイザーや自主防災組織化・活動ハンドブック等を活用した自主防災組織の組織率向上、活性化 →第2章第6節第2 ・ 自主防災組織による避難訓練実施の促進	同左 ・ 同左	— ・ 自主防災組織は、昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿を作成。
		19 ○職員の危機管理能力の向上 〔部会でいただいたご意見〕 ・トップの危機管理のマネジメントから始まって、最後の小学生や子どもたちを含めて、行政職員も含め、防災教育が大事。	<指定地方行政機関> ・ 防災関係職員に対する防災教育の強化(拡) ・ 実践的な防災訓練の実施(拡)	○防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上)(拡) ・ 防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練の実施 →第2章第6節第1	同左 ・ 同左	同左 ・ 同左
		20 ○防災訓練の充実 〔部会でいただいたご意見〕 ・緊急地震速報を取り入れた防災訓練が必要。 ・大規模災害になると、災害拠点病院をはじめ大きな病院へ、多くの負傷者や医療チームが駆け付けるが、日頃からの具体的なシミュレーションの下での準備訓練が大切。	<指定地方行政機関> ・実践的な防災訓練の実施(拡)	○実践的な防災訓練の実施(季節、複合災害等のあらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施)(拡) ・ あらゆる事態を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮した総合防災訓練の実施 ・ 緊急地震速報対応訓練や消防、警察、自衛隊、DMAT等と連携した応急活動訓練の実施	同左 ・ 同左	同左 ・ 同左
		21 ○地域防災計画や被害想定をビジュアル化 〔部会でいただいたご意見〕 ・呉羽山断層帯の被害想定について、聞いた人が分かるような形で、具体化すれば、防災意識、防災教育などに効果的。	—	○ビジュアルなパンフレットや教材を活用した防災の意識啓発、教育の実施(新) ・ ビジュアルに富んだわかりやすい地域防災計画概要版による防災意識の啓発 →第2章第6節第1	— —	— —

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
地震 応急 体制	22	○応急活動体制の見直し 〔防災会議でいただいたご意見〕 ・東日本大震災において、LPガスが災害時のエネルギーとして非常に有効であったため、避難所等に、災害用に可搬型のエネルギー源を設備できる状況を構築すべき。 ・ <u>東南海地震で、例えば名古屋方面の被害が大きい場合のSCUの立上げなど、いざというときの医療体制の問題もしっかり考えておくべき</u>	<内閣府> ・「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」において検討(新) <厚生労働省> ・「災害医療等のあり方に関する検討会」において検討(新) <指定地方行政機関> ・救助・救急活動、医療救護活動等の応急活動体制に係る必要な見直しの検討(拡)	○救助・救急活動、医療救護活動等の応急活動体制の見直し(富山県DMATの運営、SCU(広域医療搬送拠点)の設置等)(拡)  ・富山県DMAT指定病院の指定及び富山県DMAT派遣に係る協定の締結 →第2章第5節第2 ・被災地域で対応困難な重症患者の広域搬送のため、 <u>広域医療搬送拠点及びSCU(臨時医療施設)の設置</u> →第3章第4節第2 ・災害時における医療活動に関する調整を行う「災害医療対策チーム」を災害対策本部内に編成 →第3章第1節第1	同左  -	同左  <富山県DMAT指定病院> ・県とのDMAT派遣に係る協定の締結 ・富山県DMATの派遣 <富山県エルピーガス協会> ・LPガスの安定的な供給 →第3章第17節第2
	23	○市町村の災害対策本部機能喪失等への対応	-	○市町村に対する迅速な支援体制の整備(被災市町村支援チームの編成等)(新)  ・被災市町村の被害の状況や対応能力等を調査する「被災市町村支援チーム」を災害対策本部内に編成 ・被災市町村支援チームにより、被災市町村の被害状況や対応能力等の調査 →第3章第1節第1	○災害対策本部機能の維持・確保(新)  -	-
地震 応急 対策	24	○情報の収集・伝達体制の強化 〔パブリックコメントでいただいたご意見〕 ・災害時に、コミュニティFM放送を活用し、避難指示を放送できる仕組みを構築すべき。	<指定地方行政機関> ・多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(拡)	○多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡)  ・津波警報等を確実に県民等に伝達するため、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ( <u>コミュニティFM放送を含む</u> )、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用等 →第3章第2節第2 ・J-A L E R T及び衛星携帯電話の活用 →第2章第4節第3、第3章第2節第3 ・防災行政無線のデジタル化の推進 →第2章第4節第3	○多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(拡)  ・同左 ・消防救急無線のデジタル化の推進 →第2章第5節第1	<通信事業者> ○エリアメール等の携帯電話を活用した災害情報の県民への伝達方法の確保  <放送機関、通信事業者> ・津波警報等を確実に県民等に伝達するため、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ( <u>コミュニティFM放送を含む</u> )、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用等
	25	○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化 〔部会でいただいたご意見〕 ・被災地では、訪問看護ステーションが機能せず、在宅医療が難しくなったことも聞いているが、この教訓を踏まえた対応が必要。	<内閣府> ・「災害時要援護者対策の検討に関する調査」の実施(新)	○市町村に対する福祉避難所の指定の促進(市町村への働きかけ)(新) ○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(在宅の要介護者に対する支援方策の強化)(拡)  ・(H24年度に内閣府が予定する災害時要援護者対策の検討に関する基礎調査、災害時要援護者の避難支援ガイドライン見直しを踏まえ、災害時要援護者に対する対策の更なる検討)	○福祉避難所の指定(新) ○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(拡)  ・社会福祉施設や介護保険施設等を福祉避難所に指定 ・福祉避難所における災害時要援護者のニーズに対応した備品や物資等の整備 →第3章第8節第6	<医療・福祉関係機関> ○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(拡)  -
	26	○応急仮設住宅の確保に係る体制の見直し	-	○応急仮設住宅の必要戸数の想定(拡) ○民間賃貸住宅借上げに係る体制の整備(新) ○建設用地の事前選定(拡)  ・民間賃貸住宅の借上げによる供与 ・被災世帯の調査に係る県・市町村の役割の明確化 ・建設予定地の選定基準の明文化 →第3章第19節第1	同左  ・同左	-  <関係団体> ・県及び市町村の民間賃貸住宅の借上げに係る協力 →第3章第19節第1
地震 復旧 対策	27	○長期的復興への備え 〔部会でいただいたご意見〕 ・長期的復興についても事前に検討しておくことが必要。	-	○長期的復興計画の策定(他県の先進事例の調査等)(新)  ・復興対策の研究の実施(第2章第4節第9) ・(中央防災会議の「防災対策推進検討会議」における最終報告書を踏まえ検討)	-  ・同左	-